

留学/海外渡航の取扱いについて

	学籍上の留学※		旅行依頼をとまなう海外渡航	
海外派遣の種類	外国の大学院又は研究所等の教育研究機関で授業科目の履修や、研究指導を受けるもの	ダブルディグリープログラム	左記「学籍上の留学」以外の、外国の大学院又は研究所等と連携して行われる各種学修プログラム	学会・シンポジウム・セミナー出席等
内容	・外国の大学院又は研究所等の教育研究機関で授業科目の履修や、研究指導を受ける場合	・ダブルディグリープログラムに基づく海外大学滞在学习	・外国の大学院又は研究所等での研修等 ・外国の研究所等でのインターンシップ（本学の学修プログラムとして行うもの）	・学会・シンポジウム・セミナー等への参加・発表を行う場合
期間	原則3ヶ月以上		原則3ヶ月未満	
提出書類	留学願 特別聴講派遣学生履修願 ※授業科目を履修する場合 特別研究派遣学生申請書 ※研究指導委託を行う場合	留学願	海外渡航届	海外渡航届
統計上の取扱い	留学	留学	留学	—
海外旅行保険の適用	○	○	○	○
学研災の適用	○	○	○	○

※学則第48条 外国の大学院又は研究所等に留学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

私事渡航について

- 1: 私事の旅行で一時的に居住地を離れる場合は、家族や友人や研究室などに緊急連絡先を伝えてください。
- 2: 私事で3ヶ月以上海外渡航する場合は、遅くとも海外渡航する2週間前に休学願及び海外渡航届の提出が必要です。